

保険金受取人変更の意思表示と対抗要件

最高裁平成29年11月7日決定（平29(オ)1185号、同(受)1469号）

福岡高裁宮崎支部平成29年6月7日判決（平(ネ)202号）

宮崎地裁平成28年8月29日判決、（平27(ワ)111号、同475号）

〔事実の概要〕

（〈〉内は控訴審での認定を示す。）

Aは、Y₁社との間で、平成6年11月1日に(a)被保険者・保険契約者をAとする2つの個人年金保険（以下、「本件年金契約」とする）、平成17年12月1日に(b)同じく被保険者・保険契約者をAとする介護保険契約と医療保険契約（以下、「本件介護・医療保険」とする）を締結した（以上の4つの保険契約を総称して本件各保険契約とする）。契約締結時には、本件年金契約の保険金受取人をAの母B、本件介護・医療保険契約の保険金受取人を当時のAの配偶者Y₂とし、Aによる受取人の変更権を留保することに合意した。

〈なお、第一審では認定されていないものの、控訴審では、本件の各保険契約約款には「本件各保険契約の契約者又はその承継人は、死亡保険金及び死亡給付金の支払事由の発生前に限り、被保険者及びY₁社の同意を得て保険金受取人を変更することができ、その場合、契約者又はその承継人は、Y₁社に所定の必要書類（請求書、契約書の印鑑登録証明書、保険証券、被保険において者の同意書、最終の保険料領収証（本件年金保険契約の場合のみ））を提出する。保険金受取人の変更は、保険証券にY₁社の承諾の表示を受けてからでなければY₁社に対抗することができない。」という定めがあったことが認定された。〉

Aは、平成9年3月1日にY₂と婚姻したが、平成22年10月5日に離婚した。〈控訴審では、この間の平成12年3月23日に、(b)本件介護・医療保険の保険金受取人がBからY₂に変更されたことが認定されている。また、第一審では認定されていないが、控訴審では、AとY₂の別居の契機は、Y₂の青年海外協力隊への参加であったこと、離婚時に財産分与の給付や慰謝料支払いはなされていないこと、別居中・離婚後もメールで連絡を取り近況を報告しあうなどしていたことが認定された。〉

Xは、平成23年4月29日にAと婚姻した。

平成25年5月17日、Y₁社従業員であるC及びDは、本件各保険契約の契約内容の確認・新規契約の勧誘等を行う目的でAの勤務先を訪問し、Aと面談を行った。その場で、Aは、書類中の受取人名欄にY₂の氏名が記載されているのを見て、「結婚したんだよね。」と発言した。そこで、Cは、Aに、本件各保険契約の受取人を変更することを勧め、変更後の受取人として配偶者の氏名・生年月日を「ご契約内容のご案内」の右下部分に記入するように求め、AはXの氏名・生年月日を記入した。

同年5月28日、Aは、Y₁社従業員であるC及びDと面談し、Cから、本件各保険契約の受取人変更のための名義変更請求書・指定代理請求特約付加申込書の書式の交付を受けた。Aは、同書式のうち(a)本件年金契約分の契約名義変更請求書の「請求日」、「現契約者署名」、指定代理請求特約付加申込書の「申込日」「契約者ご署名」、Xの氏名・続柄を記入したが、Aの契約印がなく、変更手続に必要な保険証券も見当たらなかったことから、AとC及びBは本件変更書類の残りの作業をおこなわなかった。〈控訴審では、(a)本件年金契約分の契約名義変更請求書および指定代理請求特約付加申込書は契約者Aの契約印が押捺された状況でみつきり、これに対して、(b)本件介護・医療保険分の指定代理請求特約付加申込書には契約者の署名も押印もされていない状態であり、名義変更請求書はみつかっていないことが認定された。〉

その後、C及びDは、Aの自宅や勤務先を訪問し、本件変更書類の提出を催促したが、Aは、提出しなかった。

Aは、平成26年4月19日に死亡した。

XがY₁社に対して、平成27年2月9日ごろ、各保険契約に基づく死亡保険金の支払いを請求した。〈なお、控訴審では、このときに、XおよびBがY₁社に対して、保険契約上の地位をX及びBが承継したとして、各保険契約の死亡保険金の受取人をXに変更したと通知し、死亡保険金の受領

及び受取人変更手続に必要な書類の送付を求めたことが認定されている。)

Xは、Y₁社に対して本件各保険契約の死亡保険金等の受取人がAの意思表示によってY₂からXに変更されたとして、死亡保険金等合計3512万9508円及び遅延損害金の支払を請求(甲事件)。

また、Xは、Y₂に対して、Xが(本件各保険契約のうち)(b)本件各医療・介護保険契約に基づく保険金等請求権を有することの確認を求めた(乙事件)。

[判旨]

第一審(宮崎地裁平成28年8月29日判決、(平27(ワ)111号、同475号)):請求認容

「・・・Aは、平成25年5月17日の面談時に『ご契約内容のご案内』・・・の受取人名欄にY₂の氏名が記載されているのを見て、『結婚したんだよね。』と述べたことが認められるところ、上記の発言は、受取人を当時の配偶者であるXに変更する意思を有していることをその発言のタイミング及び内容から合理的に理解することができるものであり、Cにおいても、Aの上記意思を理解していた上で、受取人変更手続をすることを勧め、受取人名欄にXの氏名が印字された本件変更書類の書式を用意して、これをAの自宅に持参し、同人に交付する対応をとったものと認められる。さらに、同日の面談を踏まえて行われた同月28日の面談においては、Aは、Xの同席の下で、本件年金保険契約に係る本件変更書類に署名するまでに至っており、本件変更書類全部を完成させて提出することができなかったのは、上記書類の作成に必要な契約印が手許になかったことや受取人変更手続に必要な保険証券が見当たらなかったとの事情にとどまるものであったことからすると、上記面談時においては、その場にAの契約印及び保険証券さえ存在すれば、本件変更書類全てを完成させて提出することが確実な状況に至っていたといえることができる。このことからすれば、同日の面談時においては、Aの上記受取人変更の意思は、明確に表明されていたといえるべきである。

Cが、平成25年5月28日の面談後、Aに対して本件変更書類の提出の催促を多数回にわたって継続していること・・・も、同日以降、Y₁社従業員において、Aに上記受取人変更の意思があるとの認識があったことをうかがわせるものである。

以上の事実からすれば、遅くとも平成25年5月28日の面談時には、Aが本件各保険契約の受取人

をXに変更するとの確定的な意思が、X及びY₁社従業員らに対して表示されていたものと認められることができる。Aが上記変更の意思を表示する機会が、Y₁社従業員の誘導によるものであったことを踏まえても、上記判断は左右されない。」

「以上によれば、Aは、平成25年5月28日までに、X及びY₁社従業員らに対して受取人をXに変更する旨の意思表示をしたものと認められることができ、これにより、本件各契約の受取人はXに変更されたものというのが相当である。」

Y₁社およびY₂が控訴。

控訴審(福岡高裁宮崎支部平成29年6月7日判決(平(ホ)202号)):原判決取消・請求棄却

1.

「本件介護・医療保険契約及び本件年金保険契約については、いずれも、平成20年法律第57号による改正前の商法(以下、「商法」という。)675条ないし677条の規定が適用されること(保険法附則2条)、商法675条ないし677条の規定の趣旨に照らすと、保険契約者が保険金受取人を変更する権利を留保した場合(商法675条1項ただし書)において、保険契約者がする保険金受取人を変更する旨の意思表示は、保険契約者の一方的意思表示によってその効力を生ずるものであり、また、意思表示の相手方は必ずしも保険者であることを要せず、新旧保険金受取人のいずれに対してしてもよく、この場合には、保険者への通知を必要とせず、同意思表示によって直ちに保険金受取人変更の効力が生ずるものと解するのが相当であり、商法677条1項は、保険者が二重弁済の危険にさらされることを防止するため、保険者に対する対抗要件とし、これが充足されるまでは、保険者が旧保険金受取人に保険金を支払っても免責されることとした趣旨の規定であるといえるべきである(最高裁昭和・・・62年10月29日第一小法廷判決・民集41巻7号1527頁参照)。

ところで、・・・本件各保険契約に適用される約款において、本件各保険契約の契約者又はその承継人は、死亡保険金及び死亡給付金の支払事由の発生前に限り、被保険者及びY₁社の同意を得て保険金受取人を変更することができ、その場合、契約者又はその承継人は、Y₁社に所定の必要書類を提出するものとし、保険金受取人の変更は、保険証券にY₁社の承諾の表示を受けてからでなければ、Y₁社に対抗することができない旨規定

している。上記約款の規定のうち少なくとも対抗要件に係る部分については、その文言及び趣旨からして、契約者又はその承継人は死亡保険金及び死亡給付金の支払事由の発生前にY₁社に所定の必要書類を提出して保険証券にY₁社の承諾の表示を受けることをもってY₁社に対する保険金受取人変更の対抗要件とする旨を定めたものと合理的に解されるのであり、上記のような商法677条1項の規定の趣旨に徴すると、当該約款の規定は有効であって関係当事者を拘束するものというべきである（大審院昭和13年・・・5月19日判決・民集17巻12号1021頁参照。）」

2. Y₁社に対する請求

「・・・本件各保険契約に適用される約款において、本件各保険契約の保険金の受取人の変更は、各保険契約の契約者又はその承継人において、死亡保険金及び死亡給付金の支払事由の発生前に、Y₁社に所定の必要書類を提出し、保険証券にY₁社の承諾の表示を受けてからでなければ、Y₁社に対抗することができないものと規定されており、同規定は有効であって関係当事者を拘束するものというべきである。そうであるところ・・・本件各保険契約の契約者であるAは、本件各保険契約の保険金受取人の変更につきY₁社に所定の必要書類を提出しないまま死亡し、保険証券にY₁社の承諾の表示を受けてもいないというのであるから、Xは、本件各保険契約に係る保険金の受取人のXへの変更をもってY₁社に対抗することができないというべきである（なお・・・Aの法定相続人であるX及びBは、Y₁社に対し、平成29年2月3日付け『ご通知』と題する書面により、本件各保険契約の死亡保険金等の受取人の変更通知をしているが、本件各保険契約に適用される約款は、契約者等が対抗要件を具備することなく死亡した場合に保険者が保険金受取人の変更をめぐる紛争に巻き込まれることを防止する観点から、契約者等において死亡保険金及び死亡給付金の支払事由の発生前にY₁社に所定の必要書類を提出して保険証券にY₁社の承諾の表示を受けることをもってY₁社に対する保険金受取人変更の対抗要件とする旨を定めたものと合理的に解されるのであるから、XらがAの死亡後にした上記の変更通知は、Y₁社に対する対抗要件としての効力を有しないものというべきである。）」

3. Y₂に対する請求

「・・・平成25年5月・・・」 「・・・17日、CやDが本件各保険契約の契約内容の確認と新規契約の勧誘等のためにAの職場を訪れ、同人と面談した際、CらにAがXと婚姻した事実が明らかになり、CがAに本件各保険契約の死亡保険金等の受取人をXに変更することを勧め、Aは、Cの求めに応じて、『ご契約内容のご案内』の右下部分にXの氏名及び生年月日を記入したほか、Cらが同月28日、本件変更書類の書式を準備、持参してA方を訪れ、Aと面談した際、Aは、これらの書式の交付を受け、本件年金保険契約に係る名義変更請求書の『請求日』及び『現契約者署名』の各欄並びに指定代理請求特約付加申込書の『申込日』、『契約者ご署名』の各欄、Xの氏名及び続柄を記入している。また、本件介護・医療保険契約についても、Aは、平成25年11月13日にその勤務先に提出した平成25年分給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書において、・・・定期付新積立型介護保険の保険金等の受取人をXと記載している。これらからすれば、Aは、その存命中、本件年金保険契約はもとより本件介護・医療保険契約についても、保険金受取人をXに変更する意向を有していた様子が見えなくもない。

しかしながら、・・・Aは、他社の保険契約・・・については、速やかに保険金の受取人をXに変更する手続を行っているのに対し、本件各保険契約については、CらY₁社従業員から勤務先への訪問・面談又は電話により複数回にわたり本件変更書類の提出を促されたにもかかわらず、その死亡に至るまで本件変更書類を提出していない。のみならず、本件各年金保険契約については同年5月28日の面談の際に、Aは、Cらの前で、名義変更請求書及び指定代理請求特約付加申込書に契約者として自ら署名をしたほか必要事項を書き込むなどしており、Aの死亡後、上記各書類がAの契約印が押捺された状態で見つかっているのに対し、本件介護・医療保険契約については、Aは、上記28日の面談の際に、本件変更書類を作成しておらず、しかも、Aの死亡後、指定代理請求特約付加申込書のみが契約者の署名も押印もされていない状態で見つかり、名義変更請求書は見つかっていないというのである。

以上に加えて、・・・Aは、Y₂と離婚した際、Y₂に対して財産分与としての給付や慰謝料の支払をしておらず、また、離婚後もAはY₂とメールで連絡を取り近況を報告し合うなどしていたこ

とをも併せ考えると、少なくとも本件介護・医療保険契約については、本件保険金受取人のY₂からXへの変更について逡巡していたのではないかと合理的な疑いが生じるのであって、Y₁社に対してXへの受取人変更の最終的かつ確定的な意思表示がされたとまでは認めがたいというべきである。」

「以上によれば、本件介護・医療保険契約について、AがY₁社に対し保険金受取人をY₂からXに変更する旨の最終的かつ確定的な意思表示がされたとまでは認め難いから、XのY₂に対する本訴請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。」

これに対して、Xが上告・上告受理申立てをしたところ、最高裁（最高裁平成29年11月7日決定（平29（オ）1185号、同（受）1469号））は、上告棄却・上告受理申立不受理決定。

【研究】控訴審判決に概ね賛成するが、若干の疑問がある。

1. 本判決の意義

本件は、改正前商法が適用される4つの介護保険・医療保険や年金保険の死亡保険金の受取人の変更の意思表示の有無および約款上求められている保険者への通知の有無が問題となった事案である。より正確に言えば、本件の4つの各保険契約は、(a)年金保険と(b)介護・医療保険という2つに分けることができる。そして、本件では、①(a)年金保険と(b)介護・医療保険の保険契約の約款上求められている保険者への通知の有無（甲事件）及び②(b)介護保険・医療保険の死亡保険金の受取人の変更の意思表示の有無（乙事件）が問題となっている。

第一審（宮崎地判）は、変更前の保険金受取人・保険者に対して受取人変更の意思が表明されているとして受取人変更とその対保険会社対抗要件具備を認めたのに対して、控訴審は、①保険者への通知がないことを理由に対抗要件充足を否定し、②変更の意思表示の存在も否定した。

保険金受取人の変更については、変更の意思表示の有無と保険者への対抗要件充足をめぐっていくつかの裁判例が存在するところ、先行裁判例のうちいわゆる商業判例誌に公表されているもの（福岡高判平成18・12・21判時1964号148頁、東京高判平成10・3・25判タ968号129頁〔秘密証書遺言に寄る事案〕など）は、保険契約者の意思をで

きる限り反映させることが望ましいという価値判断もあつたか、変更の意思表示を認めるものが多かった。そのような中で、本件の控訴審は、保険金受取人の変更の意思表示の存在を否定したものであり、かかる裁判例の傾向の限界を示すものとして重要な一事例を加えるものである。

2. 改正前商法における保険金受取人変更の意思表示と対抗要件の一般論

保険金受取人の変更について現行保険法43条は、保険事故が発生するまでは、原則として、保険金受取人の変更を認め（同条1項）、その方法として、遺言（同法43条）によるほかは、保険者に対する意思表示によることとする（同法43条2項）。

これに対して、改正前商法下では、原則として、保険金受取人を変更することはできないものの（平成20年改正前商法675条1項）、特約によって、保険契約者に保険金受取人を変更する権利を留保することが可能とされ（同条1項但書）、実務では多くの生命保険契約において保険金受取人の変更権限が留保されている。本件各保険契約も同様である。そして、最高裁判例によれば、保険契約者による保険金受取人の変更は、保険契約者に一方的意思表示で足りるとされ、意思表示の相手方は保険者、新旧保険金受取人のいずれでもよいとされている（最判昭和62・10・29民集41巻7号1527頁。学説として西島梅治『保険法〔新版〕』〔悠々社・1991年〕336頁）。

下級審裁判例・学説の中には、最高裁の判示をさらにすすめて、変更の意思表示に相手方がいなくてもかまわないとするものもある（大阪高判昭和63・12・21生保判例5巻388頁、東京高判平成10・3・25判タ968号129頁、東京地判平成9・9・30判タ968号130頁〔遺言による変更を肯定した事案〕、石田満「判批」ジュリスト903号〔1988年〕55頁、山下友信『現代の生命・傷害保険法』〔弘文堂・1999年〕9頁〔以下、山下・生命・傷害保険で引用〕、山下友信『保険法』〔有斐閣・2005年〕498頁〔以下、山下・体系書で引用〕）。そして、保険者の二重払いのリスクを避けるため、保険契約者の保険者に対する通知が保険金受取人変更の保険者に対する対抗要件となっている（同法677条1項）。

本件は、保険法施行前に締結した生命保険契約（(a)年金保険及び(b)医療・介護保険）の死亡保険金の受取人変更が問題となっていることから、控訴審が述べる通り、平成20年改正前商法が適用される事件である（保険法附則2条）。本件第一審

判決は、条文や上記判例への言及が一切ないものの、控訴審判決同様、上記の一般論の枠組みの中で論じているものと捉えることができる。すなわち、平成25年5月28日の保険契約者（A）、保険者（Y₁社）の従業員、変更後の受取人（X）との面談をもって、②保険金受取人変更の意思表示と①保険者への通知とを認定したものとイえる。なお、本件第一審判決は、②保険金受取人変更の意思表示に関して、(a)年金保険と(b)医療・介護保険とを区分しておらず、どちらも保険者への意思表示をもって、①保険者への通知と②保険金受取人変更の意思表示の双方を認定したものと理解できる。

これに対して、本件控訴審は、上記面談やその後の経緯から、(b)介護・医療保険について②保険金受取人変更の意思表示を否定し（控訴審判旨3.）、(a)年金保険契約も含めた4本の生命保険契約について①保険者への通知もなされておらず保険者への対抗要件充足を否定した（控訴審判旨2.）。第一審と控訴審とでは事実認定に差異があり、単純に比較はできないものの、それでもやはり、なぜ結論が異なったのかが問題となる。

なお、控訴審の判旨は、甲・乙事件の順に従い、甲事件被告たる保険者との関係を論じてから、乙事件被告たる変更後の保険金受取人との関係を論じるため、①対抗要件を検討したうえで、②変更の意思表示の有無を検討している。しかし、理論的には、まず、②変更の意思表示の有無を検討したうえで、①対抗要件を充足しているか否かが問題となるものであろう。そこで、本報告では、まず、②変更の意思表示について論じ、次いで、①対抗要件としての保険者への通知について論じる。

3. 変更の意思表示の有無：「最終的かつ確定的な意思表示」

(1) 事実認定の相違

本件第一審は、保険金受取人変更の意思は明確に表示されていたとし、控訴審は、受取人変更の意思は認められないとした。このように結論が分かれた要因の1つに事実認定の違いを挙げることができる。

本件の保険契約者・被保険者Aと変更前受取人であるY₂との関係について、控訴審では、一方では、離婚後も両者がメールで連絡を取り近況を報告し合うという良好な関係にあることを指摘し、他方では、離婚時に財産分与の給付や慰謝料支払いなどがなされていないことを指摘する。

また、控訴審では、本件保険契約のうち(a)年金保険の受取人変更書類について第一審の認定したAの署名に加え、契約印の押捺があるという認定に加え、(b)介護・医療保険契約の受取人変更手続の書式には署名・押印がなされていないことを認定している。

このような控訴審での認定が、本件各保険契約のうち(b)本件介護・医療保険契約について、Aが保険金受取人の変更を逡巡していたのではないかと合理的な疑いがあるとする控訴審の判断の根拠となっている可能性がある。この「合理的疑い」とは、Y₁社が主張するように、本件各保険契約の保険金（の少なくとも一部について）はY₂に対する慰謝料あるいは生活保障等の意味合いから、あえて保険金受取人をY₂のままとした、すなわちAは、本件各保険契約の受取人変更手続を行わなかったのは意図的であったという別のシナリオの可能性が拭いきれないということである。

そして、控訴審判決では、問題となっている(b)介護・医療保険について、保険金受取人の変更の意思表示を認定したが、審判対象となっていない(a)年金保険であれば、変更書類に署名・押印のなされていたことから、保険金受取人変更の意思表示が認められたと理解することもできる。

(2) 変更の意思表示の認定を支える価値判断

だが、第一審と控訴審での判断の相違は上記のような事実認定の違いにとどまらず、保険金受取人の変更の意思表示の解釈の態度の背後にある一般論レベルでの相違を示している可能性もある。

ア. 昭和62年最判と従来の通説の価値判断

前述の最高裁判決やそれを支持する学説の背景には、できうる限り保険契約者の真の意思を反映すべきという価値判断がある（山下・生命・傷害保険法5頁、山下・体系書498頁、大森忠夫「保険金受取人指定・変更・撤回行為の法的性質」大森忠夫＝三宅一夫『生命保険契約法の諸問題』〔有斐閣・1958年〕87頁）。かかる価値判断からすれば、なるべく柔軟に解釈し、変更の意思表示を認定すべきということとなろう（大森忠夫『保険法〔補訂版〕』〔有斐閣・1985年〕279頁は黙示的な一方的意思表示で足りるとする）。

前述の通り、従来、いわゆる商業判例誌（判時、判タ、金法、金判など）に掲載された裁判例に限定すれば、保険金受取人の変更の意思表示を否定した事案は非常に少ないのもこの表れといえよう。意思無能力が認定された事件（大阪地判平成13・

3・21判タ1087号195頁〔保険者担当者立会の下での脳梗塞で入院中の契約者からの死亡20日前の変更手続が問題となった事案〕のほか、否定例である福岡地判平成17・9・28判時1964号153頁（一家心中における保険契約者の父親の手紙では契約者本人による変更の意思表示と認めなかった事例）は、控訴審である福岡高判平成18・12・21判時1964号148頁によって判断を覆されている。

イ. 反対説の価値判断と2008年保険法

だが、他方で、同最高裁判決以降、このような保険契約者の意思の実現を目標とした保険金受取人の変更の柔軟な認定という価値判断自体に疑問が呈された（藤田友敬「判批」法学協会雑誌107巻4号〔1990年〕708頁以下）。論者は、債権譲渡の確定日付による対抗要件のような意思表示の有無・先後を明確にするしくみがないことから、保険金受取人の変更が競合する場合、差押債権者等の第三者が発生した場合に法律関係が不安定となるため、保険金受取人の変更を柔軟に認める方向に反対する。かかる見解は、保険金受取人の変更の意思表示は新旧保険金受取人のいずれかであっても足りるという前述の最高裁の立場に対する反論として提示された。この見解を敷衍すれば、保険金受取人の意思表示の相手方は保険者に限るべきという立場につながる（藤田・前掲711-712頁）。そして、かかる立場を平成20年保険法が採用した（萩本修編著『一問一答保険法』〔商事法務・2009年〕181頁は保険法43条2項の趣旨の説明として前述の藤田・前掲と同じ利益衡量を展開する）。すなわち、保険契約者の真の意思をできうる限り実現すべきという立場は立法者の判断で廃棄されたと評することができる。

とすると、改正前商法が適用される本件であったとしても、かかる政策判断の変更の影響を可及的に受けている可能性がある。つまり、本件控訴審が保険金受取人変更の意思表示を認めなかったのは、かかる政策判断の変更の影響を受け、従来の柔軟な意思解釈（本件第一審の立場）から、より法的安定性を重視し、慎重な判断をした結果ということもできる。

ウ. 昭和62年最判以降の下級審裁判例の趨勢

また、平成20年保険法の前から、前述の反対説の示唆する方向は徐々に行き渡っていたように思われる。その一例として、受取人変更の意思表示の相手方を保険者に限定せず、新旧の保険金受取人のいずれかでも構わないと柔軟な解釈を提示した昭和62年最判以降、その反動からなのか、どの

ような場合に保険金受取人を変更する意思表示がなされたものというべきかの判断は明確な基準によるべきとする傾向が強まった（伊藤博「判解」最高裁判所判例解説・昭和62年度659頁、吉川吉衛「判批」判例評論352号〔1988年〕45頁。この問題点を指摘するものとして西島梅治「判批」民商法雑誌98巻〔1988年〕5号653-654頁、石田・前掲55頁）。

例えば、同最高裁判決の判示には表れていないにもかかわらず、受取人変更の意思表示は、ただの意思表示ではなく、「確定的な意思表示」であることが求められるようになった（裁判例として、東京高判平成10・3・25判タ968号129頁、東京地判平成9・9・30判タ968号130頁。学説では、長谷川仁彦「保険金受取人の変更の意思表示と効力の発生」竹瀨修ほか編『中西正明先生喜寿・保険法改正の論点』〔法律文化社・2009年〕251頁）。本件控訴審も、受取人変更の意思表示は「最終的かつ確定的な意思表示」であることを要求している（第一審も「確定的な意思表示」を要求する）。

実際の裁判例も、平成20年改正前商法下で本当に柔軟に・積極的に受取人の変更の意思表示を認定していたとは断言できない。前述の集計はいわゆる商業判例誌に対象を絞っていたが、対象を『生命保険判例集』（生命保険文化センター）にまで広げれば、少し異なった全体像が見えてくる。本稿筆者の手計算によれば、生命保険判例集まで含めれば、受取人変更の意思表示が問題となった裁判を73件（本件を含む）、そのうち同一事件の進級分を除けば55件の事件を集計した（別表参照。ただしD1-Law判例体系によれば「保険金受取人の変更」で140件ヒットし、今回の調査は不完全である）。このうち、当該事件で最も上級審の判断で受取人の変更の意思表示の存在を否定した事件は17件（本件を含む）存在する。生命保険判例集といえども、判例集に搭載する事件にはセクションバイアスが存在するため、このような数字にどれほど意味があるのかわからないが、30%超の事件において受取人の変更の意思表示の存在が否定されていたのである。

しかし、受取人変更の意思表示を否定した17件中、11件は保険契約者の意思能力の欠如や当該名義変更請求書が偽造されたような事件であった。のこりの6件のうち2件は受取人変更指定が会社法上の利益相反取引に該当するところ必要な取締役会決議をとっていない場合で相手方に要保護性がないような場合（仙台高決平成9・7・25判時

1626号139頁、高知地判昭和59・9・27生保判例4巻87頁)であり、商法・会社法上の利益相反取引規制に違反した行為の効力の解釈の問題であった。そのほか、一切、受取人変更をうかがわせるような契約者の具体的な動静がない中で、保険金受取人が死亡したことをもって「黙示の受取人変更の意思表示」構成をとる主張を否定したものがあつた(東京地判平成19・10・17生保判例19巻487頁)。

エ. 受取人変更手続の不備・未完成の事案

このように、受取人の変更の意思表示を否定した事件の多数は変更の意思表示の柔軟な認定が問題とはならない事案であり、無関係の事案であつた。だが、本件のほかにも2件の事件において、保険者への受取人の名義変更請求書等書類に不備があり、途中で途絶しているまゝに被保険者が死亡した事件で、保険金受取人の変更を否定している事件が存在する(庄原簡判平成8・10・30生保8巻689頁、仙台地判平成16・2・10生保判例16巻122頁[ただしそもそも契約者が保険金受取人の名義を書き換えたいと言っていたとの事実すら認定されなかつた事案])。

さらに、①保険金受取人変更の意思表示ではなく、②保険者への対抗要件としての通知の局面で、不備な書類を保険者に送付した事案において、保険者への対抗要件充足を否定している(東京高判平成18・1・18金判1234号17頁[ただし、保険者が旧受取人に保険金を支払ったことについて支払留保義務・供託義務違反による損害賠償責任を負う(過失相殺5割)とした])。

だが、同じく、保険者の従業員へ保険金受取人変更の意思を伝えたものの、受取人変更の書類を未提出であつた事案やそもそも名義変更の書類を請求しただけの事案でも、受取人変更の意思表示と保険者への対抗要件の双方を認めた例も複数存在する(東京地判平成18・1・16生保判例18巻31頁、大阪地判平成6・3・23生保判例7巻317頁[意思能力の有無が争点であつた事案]、大阪地判昭和60・1・29生保判例4巻146頁)。

これらの事件において結論を分けているのは、名義変更の書類請求など、受取人の名義変更の手続開始から、契約者の死亡などの保険金支払事由の発生までどれほどの時間がたっているのかの要素であると解される。例えば、本件でいえば、手続開始は平成25年5月17日であり、契約者が死亡したのが翌年4月であるので、11カ月もの間放置されていた。同じく受取人変更の意思表示を否定

した庄原簡判平成8・10・30は、養老保険の事案であるところ、保険者から受取人変更の書類が送付されてから保険金の支払日まで2カ月以上経過した事案であつた。

これに対して、受取人変更の意思表示を認めた事案では、保険者からの受取人変更書式等が送付されてから契約者が死亡するまで1カ月弱(東京地判平成18・1・16)、契約者が意識(意思能力)を喪失するまで1カ月強(大阪地判昭和60・1・29)という事案であつた。

異質なのは、前述した保険者への対抗要件を否定した東京高判平成18・1・18である。手続開始から死亡までわずか8日であるのに、保険者への通知とは認定しなかつたのである。これは、一方で厳しすぎる評価がなされたということもできるが、他方で、同事案が、保険金受取人変更は認めなかつたかわりに、新受取人となるべき者に対して、保険者に支払留保義務・供託義務違反を理由に不法行為に基づく損害賠償(ただし過失相殺5割)という形で調整を図つたということもできよう。もちろん、新受取人(となるべき者)への救済が5割で足りるのか、また、保険者が旧受取人に10割の保険金を支払い、新受取人に5割を支払うとすると、保険者は通常以上の負担を求められることになるのが妥当なのか(清水真希子「判批」事例研レポ208号[2006年]7頁)、という問題は残る(当該事件について対抗要件充足を示唆するものとして山下友信コメント・事例研レポ208号[2006年]10頁)。

このように、保険者との関係で保険金受取人変更の手続を開始したにもかかわらず頓挫した場合において、時間的余裕があるにも関わらず手続を完遂させなかつた点に着目するのは、受取人の変更を契約者が翻意したあるいは最終的な決断ではなかつたことを意味していると理解することになる。これは本控訴審判決の示唆と共通する。また、先述した契約者の真の意図をできうる限り尊重すべきという従来の理解の前提を疑う論者の説くところである(藤田・前掲710-711頁)。

このように見ていくと、本控訴審判決の解釈には、かつての通説が前提としていた保険契約者の真の意図の実現のための柔軟な認定から、保険金受取人の変更にはより明確な意図を要求する方向がうかがわれるのである。

オ. 反対説・近時の裁判例の趨勢の評価

そして、この流れを、契約者の意図を軽視するもの、ひいては契約者の利益を軽視して保険者の

便宜を優先するものと理解する必要はない。本控訴審判決が、保険契約者が「あえて保険金受取人を変えない」意図があったと読み込んだように、「契約者の意思」といっても解釈によって規範的に判断されるものである。むしろ、生命保険という相続にも比肩するような生活保障・遺族保障のためにも重要な金融資産の処理には慎重な意思決定を要求することで、むしろ契約者の利益保護に資すると考えることもできる（吉川・前掲判批45頁は前掲最判昭和62・2・17の判旨に賛成しながら「3000万円の金額・・・の移転に関することであるから、その意思表示は、相当なものでなければならない」とする。遺贈・死因贈与・生前贈与の場面での要式性をさまざまな利益〔相続法の公序〕の調整を図る観点から重視する見解として水野紀子「日本相続法の形成と課題」同編著『相続法の立法的課題』〔有斐閣・2016年〕19-23頁参照）。

以上より、本判決の受取人変更の意思表示の解釈の背景には、従来の見解の様に、保険契約者の真意をできる限り反映させるという目的の下、柔軟に（積極的に）変更の意思表示を認定しようという価値判断から、保険法43条の背後にある変更の意思表示は慎重に解釈すべきであるという価値判断へと、裁判所の価値判断がシフトしていることがうかがえる。そして、かかる価値判断の変更は、平成20年保険法によって変わったというよりも、それ以前から下級審裁判例に潜んでいたものと解される。

かかる方向について、派生紛争の防止や法律関係の安定化という観点のみならず、保険契約者の利益の保護・慎重な判断の要請という観点からも支持されるべきものと考えられる。

そして、このように理解すれば、本件において、Y₂との関係（乙事件）では問題となっていない(a)年金保険について、受取人変更書類に署名・押印があるものの、保険者Y₁社には提出されず、11カ月間放置されているということからすれば、仮に本件の審判対象となっていたとしても、(a)年金保険の受取人変更の意思表示は認定されなかったのではあるまいか。

(3) 相手方によって解釈基準を変更する見解について

なお、改正前商法下では、受取人の変更の意思表示の解釈について、A. 新旧の保険金受取人間の争いでは保険契約者の真意に従って、B. 保険者と保険金受取人の間では表示の客観的な意味に

従って解釈すべきという議論が有力に存在した（山下・生命・傷害保険12-13頁）。

しかしながら、現実の裁判例をみると、55件中21件もの事案で、通常共同訴訟、訴訟参加、補助参加のいずれかの形で保険者と保険金受取人の地位を争う相手方の双方を1つの訴訟手続の中で相手にしている（なお、保険者のみを相手方とする事件が28件、保険金受取人間の争いとどまるのはわずか6件であった）。本控訴審判決は、②保険者との間の対抗要件充足の有無（判旨2.）と①保険金受取人の地位を争う者との間での保険金受取人の変更の意思表示の有無（判旨3.）とを分けており、理論上は受取人の変更の意思表示の有無の認定などで統一的な判断がなされなくてもよいのかもしれないが、現実的には思えない。相手方によって意思表示の解釈を変えるというのは難しいように思われる。

ただし、これまでの下級審裁判例の動向としては、かかる学説の示すように、相手方によって変更の意思表示の認定の基準を変えているという説明は十分に説得的である。保険金受取人間のみの紛争であれば6件中5件（約83.3%）において受取人変更の意思表示を認めており、否定したのは1件（商法上の利益相反取引規制に基づく否定）のみである。

これに対して、保険者のみを相手方とした28件の事件のうち、受取人の変更の意思表示を認めたのは15件（53.5%）、保険者に対する対抗要件を認めた事件は12件で、受取人変更の意思表示を認めなかった事件は10件であった（そのほか供託や対抗要件を充足していない点のみをとらえ受取人変更の意思表示の有無に立ち入らずに解決した事件が3件存在する）。

そして、新旧受取人と保険者とが通常共同訴訟・訴訟参加・補助参加によって同一の訴訟手続で扱われた事案21件のうち受取人変更の意思表示が認められたものは15件（約71.4%）、否定されたものは6件であった。

何らかの形で公表された裁判例のみを対象とし、母集団が報告者の手計算である上に、サンプル数が少ない集計であるため、統計的に有意とはいえないが、実際の下級審裁判例では、保険者との関係では慎重に、新旧保険金受取人間のみであれば柔軟に認定するという傾向は存在するようである。

4. 保険者への対抗要件としての通知

先述の通り、平成20年改正前商法下では、保険

金受取人変更の保険者への対抗要件として保険者への通知が求められている（同法677条1項）。本控訴審判決は、そもそも保険金受取人の変更がなかったと判示した本件介護・医療保険契約については、保険者への対抗要件を充足していないという判示は傍論ということもできよう。しかし、本件年金保険については、Y₂との関係（乙事件）では審判対象となっておらず、対抗要件を充足していないという判断はレイシオ・デシデンダイ（ratio decidendi）としての意味を持つと解される。そこで、本件に関連していくつかの解釈上の論点に、簡単に言及したい。

（1）本件の受取人変更手続約款の有効性

平成20年改正前商法は保険者対抗要件として保険者への「通知」を求めるのみである。現行保険法43条2項も保険者への意思表示を求めるのみである。だが、実際には、保険約款において保険者の定める書式に従った通知が求められ、かつ、保険者の同意があつて初めて保険者に対抗できると定められる例も多い。しかし、このような約款の条項は、商法ないし保険法の定める対抗要件のルールを加重するものであり、有効であるのかが問題となりうる。特に、現在においては消費者契約法10条や改正民法施行後は定型約款規制（平成29年改正民法548条の2第2項）との関係で、任意規定の義務を加重する約款規定は司法審査に服することになる。

この問題に関連して、従来、保険者が完全に裁量のある中で同意を求める条項であれば無効であると理解されてきた（山下・生命・傷害保険7頁）。だが、現在の実務上求められている保険証券上の承認の表示（承認裏書）というのは、保険者が自由を有するものではなく機械的に行われるものにすぎず、保険者の大量の案件処理の必要性の便宜に資することから、有効と理解されている（山下・生命・傷害保険11－12頁、山下・体系書504頁）。

かかる解釈は、平成20年保険法の下でも、合理性が認められる場合には、受取人の変更には保険者の同意を要件とすることが認められる（萩本・前掲177頁）とされていることからおおむね維持されているといえる（後述5.（2）参照）。

このような条項の有効性を認めるということは、保険者の便宜が常に保険契約者に優先することを意味するわけではない。保険契約者が手続をとる時間がないような場面などでは、従来、保険者の

定める手続をとらなかったとしても対抗要件充足は認められてきた（東京地判平成18・1・16生保判例18巻31頁、静岡地裁富士支判平成11・12・21生保判例11巻709頁）。

すなわち、本件においても、保険者が保険契約者による保険金受取人の手続について平成20年改正前商法（ないし保険法）の条文が定める以上の手続を約款で定めることは有効であるが、それはかかる約款条項の効力が合理的な範囲に制限されるという条件の下である。

そして、以下4.（4）で述べるように、本控訴審判決が認定した保険金受取人変更手続条項および控訴審による同条項の解釈には問題があると考える。かかる控訴審判決の条項解釈のままの効力を認めるのであれば、疑問がある。

本レポートが本控訴審判決に対して「概ね賛成」とし、完全に賛成としなかったのは、かかる点に賛成できないからである。

（2）保険者の書式

本件の控訴審の認定にする受取人変更手続条項は、①予め保険者が定めた書式を用いることを要求する点、②被保険者のみならず保険者の同意を要求する点、および③保険金支払事由発生前に手続がなされることを要求する点において、改正前商法・現行保険法の規律よりも保険契約者にとって保険金受取人変更の手続が加重されている点といえる。

本稿筆者は、保険金受取人変更において、保険契約者の保険金受取人変更の意思表示を柔軟に認めるべきではないとする根拠を、従前の学説の説くような保険者の便宜や派生紛争の防止よりも、保険契約者に慎重な判断を求めることで保険契約者の利益に資するという点に求めるべきと考えている（前述3.（2）オ.）。そして、従前の見解もかかる価値判断を暗黙裡に前提としていたのではないかと考えている。

そうであるならば、保険金受取人変更の他の手続も、保険者の便宜よりも、保険契約者の慎重な判断という観点から検討すべきではないか。たとえば、①保険者の書式の要件は、必ずしも、保険者が定めた書式そのものでなくてはならないわけではなく、たとえば多少の書類の不備があつても、改正前商法での保険者への通知の効力を認めてしかるべきと考える。要は、「最終的かつ確定的」であるような様式であれば、保険者の定めた書式でないとしても、保険者への通知の効力を認めるべ

きである。他方で、単に電話や口頭で「保険金受取人を変更したい」と述べたというような場合には、慎重な判断であることが確保されないため、通知の効力を否定すべきであって、そのような限りで、①保険者の定めた書式という要件が機能するというべきである。

(3) 保険者の同意

また、②保険者の同意要件については、先述のように、保険者に受取人変更を認めるか否かの自由裁量を認めるものではない。これは、保険者に保険契約者が本当に保険金受取人変更の意思表示をしたのか否かという点や意思能力の有無等を確認する機会を提供するものである。これによって、一方では、保険者の便宜にかなうものとなる。仮に当該保険金受取人変更の意思表示が偽造されたものや意思能力がなかった場合、保険者が軽率に変更後の受取人と称する者に保険金を支払っても、有効な弁済（善意弁済〔民478〕）と認められない可能性がある（大阪地判平成13・3・21判タ1087号195頁〔意思無能力状態の保険契約者の保険金受取人変更の意思表示に従って新受取人に支払った保険者の保険金支払いの効力が否定され、旧受取人の保険金請求を認めた例〕）からである。

しかし、他方で、このように保険者が保険契約者の意思表示の確認をすることは、保険契約者が慎重な意思決定をすることを確保することにもつながる。報告者としては単に保険者の便宜というのではなく、保険契約者の慎重な判断の確保という観点を重視している。その観点からは、保険金受取人の変更の意思表示の有無の確認に保険者の従業員がきちんと関与さえしていれば、保険者の同意が形式的に存在せずとも、②保険者の同意がないことを理由に保険者への通知の効力を否定すべきではないと思われる。

本件では、実際に、保険者の従業員が保険契約者の下を何度も訪問し、連絡を取っている。前述の通り、本件では、保険契約者の意思表示の有無について、判旨3. で問題となった(b)介護・医療保険のみならず、(a)年金保険を含めて、明確な意思表示がなかった点から、受取人変更の意思表示を否定すべきである(3.(2)オ.参照)。だが、仮に保険者の従業員に対して保険契約者の保険金受取人変更の意思が明確であれば、慎重になされた決定と評価して、同意がなくとも保険者への対抗を認めるべきである(ただし、保険契約者の保険者の従業員等への意思表示が明確であれば、11

カ月もの間に保険契約者が書式を記入し提出して、それを受けて保険者が同意したであろうから、このような事態は現実には発生しない机上の空論といえよう)。

なお、この点に関連して、保険者側の通知の受領権者の範囲の問題があるが、(5)で後述する。

(4) 変更通知の時期

本件の約款において特徴的なのは、③保険金支払事由発生前に手続がなされることを要求する点である。この条項は、(α)そもそも保険金受取人変更の意思表示自体が保険事故発生前に行われることを要求しているだけなのか、それとも(β)保険金受取人変更の意思表示のみならず同意・書式の送付といった手続も保険事故発生前になされることを要求しているのか、2つのパターンがありうる。

だが、前者(α)であれば、保険事故発生後、保険金請求権が確定的に発生し、そのタイミングでの保険金受取人に確定的に帰属することから、もはや保険金受取人を変更できないのは当然である。保険法43条1項もその旨を規定している。

そして、本条項の文言を見る限りは、(β)の同意や書式送付もが保険事故発生前になされることを要求しているようによめる。控訴審判決も、判旨1. 第2段落では、Y₁社の保険金受取人変更手続の条項について「死亡保険金及び死亡給付金の支払事由の発生前に限り、被保険者及びY₁社の同意を得て保険金受取人を変更することができ」るものと解釈している。

かかる理解は他の箇所にもみられる。判旨2. は冒頭で「死亡保険金及び死亡給付金の支払事由の発生前に、Y₁社に所定の必要書類を提出し、保険証券にY₁社の承諾の表示を受けてからでなければ、Y₁社に対抗することができない」とし、末尾にカッコ書きとして、保険者への保険金受取人変更の通知は、保険者の二重払いの危険の回避のための制度であることから、保険事故発生後、すなわち被保険者死亡後にはできないとする。

しかし、保険契約者の慎重な判断を確保するという観点からすれば、形式的に書式の記入・送付や同意がなくとも、保険者への対抗要件具備を認めるべき場合があるのは前述の通りである。そのような観点からすれば、保険者を通じた保険契約者の慎重な判断の確認さえできていれば、書面の交付や保険者の同意が被保険者の死亡後(保険金支払事由発生後)であっても、保険者への対抗を

認めるべきであろう。

本件も、先述の通り、保険者の従業員が被保険者（保険契約者）の死亡前から訪問し、連絡を取り合っているのであって、保険契約者の確定的な意思表示がなされていれば、同意手続よりも先に被保険者が死亡しても、保険者への対抗を認めるべきであろう。

特に、本件では、保険契約者の法定相続人であるXらが、保険契約者の地位を承継したとして、かかる地位に基づいて、保険金受取人の変更の意思表示をXがおこない、それを保険者に通知したとの認定が控訴審でなされている。かかる法定相続人としてのXの保険金受取人変更の通知の効力を否定するのであれば、(α) そもそも保険金受取人変更の意思表示自体は保険金支払事由発生前になさなければならないといえれば充分であった。

控訴審判決が、それをこえて、(β) 書類の送付や保険者の同意まで保険事故発生前になされる必要があるとした判示はそもそも傍論であった（例えば、山下・体系書502頁は保険契約者兼被保険者が保険金受取人変更の意思表示後に死亡した場合に保険契約者の相続人が保険者への通知をなしうるとする）。

(5) 通知の受領権者

また、仮に、②保険者の同意が必ずしも厳格に要求されないとすると、保険者への通知といった場合、どこに通知をすればよいのかという問題が生じる。これは現行保険法43条2項の意思表示の相手方としても共通しうる問題である。学説には、処理権限のある機関が受領したときとする考え方や、保険者と保険契約者の意思の早期実現とのバランスの観点から保険者の「営業所」とするものがある（長谷川・前掲252頁）。

だが、3. (2) で述べたように、従来の裁判例は、場合によっては、自宅を訪問した保険者の従業員が保険金受取人変更の意思表示を聞いたという事実のみで、保険者の定める保険金受取人変更の手続きなしに保険者への対抗を認めている（東京地判平成18・1・16生保判例18巻31頁、静岡地裁富士支判平成11・12・21生保判例11巻709頁）。

そして、保険者の従業員は基本的に、保険者の指揮監督に服するものであり、また保険者が従業員に対して適切な指揮監督をするインセンティブを付すためにも、保険契約者が保険者の従業員へ通知すれば、保険者への通知と認定すべきであろう（保険法43条2項の解釈として山下友信＝米山

高生『保険法解説』〔有斐閣・2010年〕308頁〔山野嘉朗〕、山下友信＝永沢徹『論点体系保険法2』〔第一法規・2014年〕68頁〔白井正和〕、長谷川仁彦＝竹山拓＝岡田洋介『生命・障害疾病保険法の基礎知識』〔保険毎日新聞社・2018〕128頁）。従業員が本社等への通知の失念、保険金受取人変更を隠匿したような場合のリスクは保険者が負うべきであろう。

他方で、保険金支払が保険者の債務の本旨履行となるか否かのタイミングという観点からすれば、保険契約者が担当従業員に受取人変更を通知したまさにそのタイミングで、被保険者が死亡し、変更前の受取人に対する保険金支払がなされた場合に、保険者の債務の履行とならないというのでは不合理であろう。そこで、保険者の従業員に通知してから、当該従業員が本社並びに保険金支払を担当する部署に受取人変更の情報が届くのに通常かかる程度の時間（一営業日程度で十分であろう）が経過したことをもって「通知」がなされたとすればよいと解される。

そのほか、保険契約者が保険者の従業員と結託して保険者を害するような行為をし、かつ、保険者の従業員よりも保険契約者のほうが主導的な立場をとっているような場合は、適宜、信義則・権利濫用などの一般条項で対応すれば足りよう。

5. 現行法保険法下での本判決の意義

本判決は、①保険金受取人変更の保険者への対抗要件充足の解釈と②保険金受取人変更の意思表示の有無の2点について判示したものである。控訴審判決は、①対抗要件充足のために保険約款上定められた商法にはない加重された手続を遵守すること、②保険金受取人変更の意思表示の解釈が慎重になされるようになったことを示した。

かかる本判決（控訴審判決）は現行保険法下ではどのように受け取られるか。

(1) 保険金受取人変更の意思表示の認定

本レポートでは、控訴審判決が、保険金受取人の変更の意思表示の認定を慎重に行った点を、現行保険法が、保険金受取人の変更には保険者への意思表示を要求する点で、慎重な手続を要求している態度の反映と捉えた（3. (2) オ. 参照）。このように捉えれば、本判決の受取人変更の意思表示の解釈は、現行保険法下でも生きているということになる。

しかし、反対に、立法によって保険金受取人の変更の意思表示の相手方を制限することで慎重な

手続の導入を実現したのだから、変更の意思表示自体は、より柔軟になしうると整理もありうるところではある。

(2) 保険者の定めた保険金受取人変更手続の加重条項について

本件は、平成20年改正前商法の保険者への通知が対抗要件であるというルールの下で、保険者への対抗要件を具備したか否かが問題となった。これが、現行保険法43条2項のもとでは、保険者への保険金受取人変更の意思表示が対抗要件ではなく効力要件となる。このような現行法の下でも、約款によって、保険金受取人変更の手続が加重された場合、有効性を維持されるのであろうか。

立案担当者によれば、保険金受取人の変更の方法を定めた現行保険法43条2項は強行法規とされている(萩本・前掲181頁、萩本修編著『保険法立案関係資料』[別冊商事法務321号・2008年]10頁)。この強行規定性を推し進めれば、保険金受取人の変更には保険法43条2項の定める以上の要件を約款で課すことはできないこととなり、本件のY₁社が約款上定めたような予め定めた書式や保険者の保険証券への承諾といった要件を約款で定めることは認められないこととなる。実際、現在、多くの生命保険の約款において本件各保険契約に定めてあるような手続要件は除外されている模様である。

だが、立案担当者は、現行保険法43条1項に関連して、そもそも保険金受取人を変更する権限を保険契約者が有する点は任意規定であり、合理性のある場合には保険者の同意を保険金受取人変更の要件とすることは認められると明言している(萩本・前掲179頁)。

ここに、保険金受取人の変更を認めるか否かは任意規定であるのに、受取人変更を認めるとした場合にはその方法は強行規定であるというバランスを欠くような状況(山本哲生「保険金受取人の指定・変更」甘利公人＝山本哲生編『保険法の論点と展望』[商事法務・2009年]272頁、村田敏一「新保険法における保険金受取人に関する規律について」生命保険論集166号[2009年]35頁)が存在する。

そして、受取人の変更権の内容ないし発生要件を定める条項であれば43条1項の問題として有効であるが(山本・前掲272頁)、変更権の行使方法を定める条項であれば43条2項の強行規定に反し無効となりうるなどと理解されているようである。

具体的には、本件各保険契約で問題となってい

る保険者の同意を定める条項(萩本・前掲179頁、山本・前掲273頁)や変更手続の書面を定める条項(山下典孝「保険法における保険金受取人変更に関する一考察」生命保険論集167号[2009年]133頁、日本生命保険生命保険研究会編著『生命保険の法務と実務[第3版]』[金融財政事情研究会・2016年]172頁、長谷川＝竹山＝岡田・前掲128頁)を定めることまでは有効と理解されている(山下＝米山・前掲306頁[山野嘉朗]、深澤泰弘「保険金受取人変更の効力発生に関する一考察」生命保険論集179号[2012年]211頁)。ただし、書面によらない意思表示であっても保険金受取人変更が明確な場合は、受取人変更を承諾しない合理的な理由がない場合には、保険者が上記条項を援用(適用)して受取人変更を否定することが認められないとされる(山本・前掲273頁、深澤・前掲211頁)。すなわち、条項自体は有効だが、条項の適用が制限されるということである。

しかし、これらの説明は、一方でいかなる場合に手続加重条項の適用が制限されるのかは明らかではなく、他方で、43条1項という任意規定の存在は他の強行規定の効力を弱める理由とはならないのであり、43条2項が強行規定であるのであれば手続を加重する条項はやはり違反であって無効と解すべきなのではないかという問題が解決されていない。

そこで、そもそも「強行規定」の意味を従前の理解とは異なるものとし、公序の観点から一点たりとも変更できない規律とは限らず、核心部分が遵守されていればそれでよいという理解が示されている(村田・前掲41頁、深澤・前掲211頁)。このような理解であれば、任意規定の半強行法規化の議論(大村敦志『典型契約と性質決定』[有斐閣・1997年]9頁、吉田邦彦「比較法的にみた現在の日本民法」広中俊雄＝星野英一編『民法典の百年I』[有斐閣・1998年]555頁、河上正二『約款規制の法理』[有斐閣・1988年]386－388頁)で説明が足り、もはや強行規定として説明する必要はない。

まず、保険法の条文上、43条1項が任意規定であり、43条2項が強行規定であることを定める明文の規定(たとえば片面的強行規定については明文が用意されている。49条など)は存在しない。私法は基本的に任意法規であることが原則であるとすれば、解釈によって43条2項の強行規定性が導かれることには相応の根拠が必要となるはずである。

しかし、立案担当者の説明は、「意思表示の相手

方や効力発生時期、対抗要件等に関する規定であるため、その性質上強行規定である」(萩本修ほか「保険法の解説(4)」NBL887号〔2008年〕91頁)というに過ぎない。だが、意思表示の方法に関する規定であるということだけをもって強行規定を基礎づけるわけではない。

たとえば、現行民法(2017年債権法改正前民法)521条1項は、承諾の期間を定めた契約の申込みは撤回できない旨を定め、同じく現行民法524条は、承諾の期間を定めなかった隔地者に対する契約の申し込みは、相当な期間を経過するまでは撤回できない旨を定める。しかし、両規定ともに、任意規定であり、申込者が申込みとともにいつでも撤回するかもしれない旨を付言すれば、申込者は同規定によらずに撤回が可能とされている(谷口知平=五十嵐清編『新版注釈民法(13)〔補訂版〕』〔有斐閣・2006年〕472頁〔遠田新一〕。なお2017年改正民法523条1項但書、525条1項但書で明文化)。

意思表示の方法に関連する規定であっても任意規定が原則であり、強行規定性を有するのは、たとえば、意思表示の効力発生時期について当該意思表示内に定めることでその内容を事前に知りえない相手方を害するような場合を念頭に置いた議論であると解される(そのほか観念の通知とされる催告解除〔民法541条〕の方法も任意規定とされることが生命保険約款における無催告失効条項の有効性を認める前提となっている。最判平成24・3・16民集66巻5号2216頁参照)。

そして、保険法43条2項が強行規定として説明されるのは、保険金受取人の変更の意思表示の相手方を保険者に固定することで法律関係の不安定化という第三者を害する(外部性のある)状況を回避すること、そして、保険契約者に慎重な判断を求めること(3.(2)オ.参照)を、保険契約者の軽率な判断から守ることに主眼があるからである。

そうであるならば、保険者への意思表示を通じた保険契約者の慎重な判断の確保が守られている限りで、43条2項も任意規定と理解すればよく、それに反するような条項については消費者契約法10条や2017年改正民法548の2以下の定型約款に関する規律に委ねれば足りると解される。

本件各保険契約において問題となった①書式要件、②同意要件、③手続開始タイミング要件について定める条項は、一方において、保険者の関与によって保険契約者の慎重な判断機会の確保につ

ながる限りで有効である。他方において、このような条項が約款に定められていたとしても、保険者の関与によって保険契約者の慎重な判断が確保されているような場合には形式的に要件を充足していない場合であっても、保険者への意思表示の効力を認めるべきであると思われる。

(潘阿憲教授 コメント)

本件は、保険契約者兼被保険者Aが、離婚した後、介護保険契約等における保険金受取人を前妻から現在の妻に変更する旨の意思表示をしていたか否かが争われた事例であり、原審がAの受取人変更の意思が明確に表明されていたとして、受取人変更を認めたのに対し、本件控訴審判決は、営業職員からA勤務先への訪問や面談または電話により複数回にわたり変更書類の提出を促されたにもかかわらず、その死亡に至るまで変更書類を提出していなかったなどの事実から、Aが受取人変更について逡巡していたのではないかと合理的な疑いが生じ、保険会社に対し再婚後の配偶者への受取人変更の最終的かつ確定的な意思表示がされたとは認めがたいとして、これを否定した。

本件では、認定事実に関して、原審と控訴審において少し異なったこと(控訴審判決では、Aと前妻との離婚後も関係が良好であったことや離婚時の財産分与および慰謝料の支払いがなかったことが新たに認定されている)もあり、受取人変更の意思表示の有無についての判断も異なるものとなった。民法理論によれば、意思表示は、①一定の効果を欲する意思(効果意思)を決定し、②この意思を公表しようとする意思(表示意思)を有し、③その意思の公表としての価値ある行為(表示行為)をする、という3つの要素が含まれるが、意思表示は、個人間の生活関係を妥当に規律する規範を作るものであることから、その中心たる要素は表示行為であり、表示行為を純粋に客観的に観察すべきだとされる(我妻栄・新訂民法総則239頁)。本件について見てみると、Aは、保険会社の営業職員との面談の中で再婚したことを発言したところ、本件各保険契約の受取人変更を勧められたこと、Aは営業職員の求めに応じて、契約書類に再婚後の配偶者氏名や生年月日を記入したほか、後日、営業職員から変更書類の書式の交付を受け、年金保険契約に係る名義変更請求書の請求日等欄などに配偶者の氏名および続柄を記入していることなどの事実から考えると、Aは、当初、①の効果意思に当たる受取人変更の意思を決定し、また

②の表示意思も有していたと考えられる。しかし、その後、Aは、他社の保険契約については速やかに保険金の受取人の変更手続を行っていたのに対し、本件各保険契約については、営業職員から勤務先への訪問や面談または電話により複数回にわたり変更書類の提出を促されたにもかかわらず、その死亡に至るまでの約11カ月の間に、ついに変更書類を提出しなかったことに加え、前妻との離婚後の関係や離婚時の状況などの事情も踏まえれば、当初、営業職員の勧めによって形成された①の効果意思と②表示意思は、確定的なものではなかったと見ることができ、それに加えて、本件各保険契約のうち本件介護・医療保険契約については、Aは変更書類を全く作成していないなど、③の表示行為に該当するような外形的な行為も欠けていたことからすれば、本件について保険会社に対し受取人変更の意思表示がなかったという結論は妥当だと言える。

本件各保険契約については、いずれも保険法制定前の商法の規定が適用されるので、得津准教授の報告において詳しく検討されているように、商法の下では、保険金受取人変更に関しては、保険契約者の真の意思を反映すべきであるという価値判断の下で、当該意思表示自体を極めて柔軟に解釈するのが判例・通説であり、受取人変更書類が未提出だった場合についても受取人変更を認めた下級審裁判例もいくつか存在するが、本件控訴審判決の結論を見ると、それは、従来の柔軟な意思解釈よりも法的安定性を重視し、慎重な判断をしたと見ることもできそうである。もっとも、意思表示の理論からすれば、③の表示行為は、当然①の効果意思と②の表示意思を前提とするものであり、特に①の内心の効果意思が不確定で流動的であれば、③の表示行為に至らないのは通例だと考えられ、営業職員から複数回にわたる督促があったにもかかわらず、死亡までの11カ月間に受取人変更の手続きを放置していた本件は、まさにこのようなケースだと言える。したがって、本件控訴審が、受取人変更について「最終的かつ確定的な意思表示」であることを要求しているのはもとより正当であり、それが、受取人変更の意思表示を慎重に解釈すべきだとする商法の下での少数説や保険法の立法に影響を受けた結果とみることができるかどうかは、意見が分かれるところであろう。ただ、いずれにしても、本件控訴審のような解釈は基本的に保険法の下でも妥当するのではないかと考えられる。

(東京：令和元年5月15日)

報告：東北大学 准教授 得津 晶 氏
座長：法政大学 教授 潘 阿憲 氏

	裁判日時	受取人の 変更	保険者の 対抗	原告	請求の相手方
1	最決平成29・11・7	×	×	新受取人	保険者・旧受取人
	福岡高裁宮崎支判平成29・6・7	×	×		
	宮崎地判平成28・8・29	○	○		
2	名古屋高裁金沢支判平成27・1・28事例研レポ301号1頁	○	○	旧受取人	保険者・新受取人 (補助参加)
	金沢地裁小松支判平成26・9・2事例研レポ301号1頁	○	○		
3	東京地判平成25・12・12事例研レポ291号10頁	○	○	旧受取人	保険者・新受取人 (補助参加)
4	大分地判平成23・10・27事例研レポ282号1頁	○	○	旧受取人	保険者・新受取人 (特別補助参加)
5	東京地判平成23・5・31事例研レポ276号12頁	○	○	新受取人 (の信用保証会社から委託された債権回収会社)	保険者
6	東京地判平成23・5・25事例研レポ266号11頁	×	×	旧受取人	保険者・新受取人 (補助参加)
7	東京地判平成22・7・8事例研レポ253号1頁	○	○	旧受取人 (の相続人)	保険者
8	東京高判平成22・2・4事例研レポ250号1頁	○	○	新受取人	保険者
	東京地判平成21・6・30事例研レポ250号1頁	○	○		
9	東京地判平成21・10・14 (2009WLJPCA10148006)	×	×	新受取人	保険者
10	東京地判平成21・3・5事例研レポ243号1頁	NA	NA	新受取人	保険者
11	仙台高裁平成20・3・27事例研レポ237号1頁	○	○	新受取人	保険者
	福島地裁会津若松市判平成19・11・20事例研レポ237号1頁	○	○		
12	東京地判平成20・2・14事例研レポ233号16頁	○	×	旧受取人	保険者
13	東京地判平成19・10・17生保判例19巻487頁	×	×	新受取人	保険者
14	最決平成19・6・12事例研レポ224号13頁	○	○	新受取人	保険者
	福岡高判平成18・12・21判時1964-148	○	○		
	福岡地判平成17・9・28判時1964-153	×	×		
15	東京地判平成19・2・23生保判例19巻94頁	○	○	旧受取人	保険者・新受取人
16	東京高判平成18・1・18金判1234-17	NA	×	旧受取人	保険者
	東京地裁八王子支判平成17・5・20金判1234-25	NA	×		

旧受取人	新受取人	紛争類型	意思表示の有無の検討対象
前妻	現妻	意思表示の解釈	作成途中のままの名義変更請求書
弟	夫	意思能力	認知症となった契約者・被保険者の保険者の依頼したリサーチ会社立会のもとで新受取人が代筆した名義変更請求書
妹	夫	意思表示の主体	胆管癌となった契約者・被保険者の死亡8日前の名義変更請求書
離縁した元養子 (夫と夫の前妻の子)	実子	意思能力	認知症となった契約者・被保険者の受取人変更手続
父	本人	意思表示の解釈	旧受取人・保険契約者死亡時の遺産分割によって特定の相続人が「遺産の全部を相続する」という合意には保険契約者の地位を当該相続人に承継させ、自身を新たな保険金受取人に指定する旨の意思表示とみる。
現夫	前夫との子	意思表示の主体	契約者が黒色腫が脳に転移し右半身完全マヒ状態で一人で在宅時に新受取人が名義変更請求書を作成。新受取人は保険者の営業職員。
母	交際相手	意思表示の有効性	親族以外の第三者への名義変更請求。
指定なし (法定相)	内縁の妻	意思表示の解釈	当該保険金全額をXが相続する事と記載された遺言
妹	内縁の夫	意思能力	肝性脳症で入院中の契約者の死亡6日前の受取人変更手続。
妹	内縁	約款上の変更手続 未了	保険者従業員立会のもとで提出した名義変更手続書(供託)
債権者	子	遺言後の変更	保険金受取人変更の遺言後の名義変更請求書
前妻	現妻	意思表示の有無	新受取人への意思表示
妻(死亡)	相続人	黙示の変更の表示	保険金受取人が死亡した場合は相続人を受取人とする黙示の受取人変更
父	叔母	意思表示の主体	契約者を含む一家心中の直前の父(旧受取人)直筆の手紙
妻(離婚 申立て中)	母	意思能力	小腸腫瘍で死亡2日前に行った受取人変更通知書送付。
現妻	前妻との子	書類不備による指定 変更手続中途	保険者営業所における契約者の変更手続。(控訴審: 支払留保義務・供託義務違反による損害賠償・過失相殺5割)

	裁判日時	受取人の 変更	保険者の 対抗	原告	請求の相手方
17	東京地判平成18・3・27生保判例18巻194頁	○	NA	新受取人	旧受取人
18	東京地判平成18・1・16生保判例18巻31頁	○	○	新受取人	保険者・旧受取人 (訴訟参加)
19	東京高判平成17・6・2事例研レポ219号9頁	○	○	新受取人	保険者
	静岡地判平成17・1・28事例研レポ219号9頁	○	○		
20	最決平成17・12・9事例研究レポ206号5頁	○	○	旧受取人	保険者・新受取人
	広島高裁岡山支判平成17・5・24事例研究レポ206号5頁	○	○		
	岡山地判平成16・8・5事例研究レポ206号5頁	○	○		
21	仙台地判平成16・2・10生保判例16巻122頁	×	×	新受取人	保険者
22	長野地裁諏訪支判平成16・2・5生保判例16巻111頁	×	×	旧受取人	保険者・新受取人 (の相続人・参加人)
23	神戸地判平成15・9・4事例研究レポ188号15頁	○	NA	新受取人	旧受取人
24	最決平成14・9・10事例研レポ184号1頁	○	NA	旧受取人 (の債権者)	新受取人
	大阪高判平成13・11・15事例研レポ184号1頁	○	NA		
	大阪地判平成13・2・15事例研レポ184号1頁	○	NA		
25	東京地判平成13・10・10生保判例13巻783頁	○	○	新受取人	保険者・旧受取人 (訴訟参加)
26	大阪地判平成13・3・21判夕1087号195頁	×	×	旧受取人	保険者
27	静岡地裁富士支判平成11・12・21生保判例11巻709頁	○	○	新受取人	保険者・旧受取人 (訴訟参加)
28	大津地判平成10・12・25生保判例10巻505頁	○	○	旧受取人	保険者・新受取人
29	仙台地判平成10・8・25生保判例10巻314頁	○	NA	旧受取人	保険者・新受取人
30	名古屋地判平成10・8・6生保判例10巻306頁	○	○	旧受取人	保険者・新受取人
31	東京高判平成10・3・25判夕968-129	○	○	新受取人	保険者
	東京地判平成9・9・30判夕968-130	○	○		
32	熊本地判平成9・12・15生保判例9巻551頁	×	×	新受取人	保険者
33	大阪地判平成9・9.30生保判例9巻414頁	×	×	旧受取人	保険者
34	仙台高決平成9・7・25判時1626-139	×	NA	旧受取人	新受取人
35	庄原簡判平成8・10・30生保8巻689頁	×	×	新受取人	保険者

旧受取人	新受取人	紛争類型	意思表示の有無の検討対象
兄弟	愛人	遺言による変更	2口ある保険をまとめて分与する旨の遺言
法定相続人(長女のみ)	甥	指定変更書類作成未了・未提出	保険者従業員に変更したい旨伝え変更手続書類請求
父(死亡)	同居の使用者	自筆証書遺言の解釈	保険受取の一切の件につき委任・譲渡する旨の念書(控訴審:内規違反となる受取人に変更する念書を保険
前妻との子	内縁の妻(重婚)	変更の公序良俗性	契約者による受取名義変更書類
前妻	兄	変更手続の懈怠	保険者担当者への変更手続の依頼(事実として認定されず)
妻	両親	受取人変更書類偽造	受取人変更請求書
妻	母、子、妻	遺言による変更の有効性	遺言で2つの保険契約を合算して母、子、妻に分配する旨の遺言。
本人(被保険者勤務会社)	子の妻	変更に対する詐害行為取消権	保険契約者・受取人ともに変更(詐害行為取消肯定)
子	愛人	意思能力	弁護士・新受取人と一緒に保険者事業所で行った脳腫瘍患者の契約者の変更手続。
子	内縁の夫	意思能力	保険者担当者立会の下での脳梗塞で入院中の契約者からの死亡20日前の変更手続。
兄	妻	受取人変更手続なしでの保険者への対抗	保険契約者が決定した変更を新受取人が保険者従業員に伝えたこと
子	子の妻	意思能力	保険者従業員の確認の下で同居していた旧受取人と折り合いが悪くなったことによる変更手続。
姉	兄	意思表示の主体	アルコール性肝障害で入院中の契約者が記入した受取人名義変更請求書
前妻・子	内縁の妻	意思表示の主体	自力歩行のできない契約者の職場の上司が契約者の依頼を受けて作成した変更請求書類。
法定相続人	遺言執行者(弁護士)	遺言による変更	遺言執行者に変更する旨の秘密証書遺言
前妻	父	受取人変更書類偽造	契約者死亡日当日に契約者親族から提出された変更書類
不明	弟	契約者の表示の有無	入院中の契約者の新受取人への「早く保険の名義変更をしなければ」との発言(事実認定されず)
本人(被保険者勤務会社)	被保険者の妻	変更の会社法上の利益相反取引該当性	契約者の変更・受取人の変更
被保険者本人(契約者の前妻)	契約者(被保険者の前夫)	書類不備による指定	書類不備の受取人変更請求(損害賠償事件)

	裁判日時	受取人の 変更	保険者の 対抗	原告	請求の相手方
36	山口地判平成8・6・28生保判例8巻524頁	○	○	新受取人	保険者
37	東京地判平成8・6・17生保判例8巻514頁	○	○	旧受取人	保険者
38	大阪地判平成7・5・19生保判例8巻144頁	×	×	旧受取人	保険者
39	大阪地判平成6・11・28生保判例7巻443頁	○	○	旧受取人	保険者・新受取人 (補助参加)
40	大阪地判平成6・3・23生保判例7巻317頁	○	○	旧受取人	保険者
41	大阪高判平成5・3・30生保判例7巻228頁	×	×	旧受取人	保険者・新受取人 (訴訟参加)
42	長野地裁松本支判平成5・3・29生保判例7巻226頁	×	×	旧受取人・新受取人	保険者
43	静岡地裁沼津支判平成5・5・25生保判例7巻240頁	○	○	新受取人	保険者
44	京都地判平成4・6・24生保判例7巻94頁	×	×	旧受取人	保険者・新受取人 (補助参加)
45	浦和地判平成3・9・18生保判例6巻382頁	○	NA	旧受取人	保険者・新受取人
46	大阪地判平成2・12・14生保判例6巻278頁	△	△	新受取人	保険者・旧受取人
47	札幌高判平成2・3・28生保判例6巻187頁	○	NA	旧受取人	新受取人
	札幌地裁平成1・3・31生保判例6巻31頁	○	NA		
48	大阪高判昭和63・12・21生保判例5巻388頁	○	NA	旧受取人	保険者・新受取人 (補助参加)
49	最判昭和62・10・29民集41-7-1527	○	×	新受取人	旧受取人
	大阪高判昭和60・10・9民集41-7-1538	×	×		
	和歌山地裁新宮支判昭和56・12・25民集41-7-1536	×	×		
50	東京地判昭和60・5・29生保判例4巻190頁	×	×	新受取人	保険者
51	大阪地判昭和60・1・29生保判例4巻146頁	○	×	新受取人・旧受取人	保険者
52	高知地判昭和59・9・27生保判例4巻87頁	NA	NA	新受取人	保険者
53	名古屋地判昭和58・9・26判タ525-287	○	○	旧受取人	保険会社
54	鳥取地裁米子支判昭和56・3・31生保判例3巻41頁	×	×	旧受取人	保険者・新受取人 (補助参加)
55	大阪地判昭和47・7・12生保判例2巻11頁	○	×	新受取人	保険者

旧受取人	新受取人	紛争類型	意思表示の有無の検討対象
前妻	母	意思表示の主体	契約者から依頼を受けた保険者従業員が自宅を訪問した際に契約者不在で契約者から委託された新受取人が作成した変更書類
不明	不明	意思表示の主体	保険者従業員立会の下契約者の認識の下新受取人が代筆した名義変更請求書。
本人(被保険者との関係不明)	会社(過去に勤務していた会社)	受取人変更書類偽造	過去に取締役として勤務していた新受取人が偽造した変更書類
妻(離婚申立て)	父母	意思表示の主体	契約者の受取人変更手続
不明	会社(勤務会社)	意思能力	入院中の契約者が保険者従業員を呼んで変更書類の書式を請求
愛人	次女	受取人変更書類偽造	前立腺癌で入院中の契約者が死亡1週間前に作成した変更請求書
不明	会社(不明)	受取人変更書類偽造	受取人変更の請求書
前妻	姉・弟	意思表示の主体	死亡の1カ月前に送付された名義変更請求書
愛人	正妻の子	受取人変更書類偽造	契約者死亡1週間前の名義変更請求
前妻	現妻	意思能力	医師・保険者従業員立会いの下での質問への頷く形での応答
不明	妻	意思表示の主体	入院中の契約者の作成した名義変更請求書(代筆を認めたものもある)
法定相続人(先妻)	現妻	意思表示の主体	保険者従業員立会の下契約者が変更書類作成
不明	不明	遺言による変更	死亡保険金を遺贈する旨の公正証書遺言
内縁の妻	債権者	意思表示の解釈	契約者が新受取人に交付した「保険金を受け取ってください」という旨の念書
妻(別居中)	弟	意思表示の主体	愛人が代筆した名義変更請求書
現妻の子	前妻の子と現妻の子	対抗要件不備の場合の保険者の支払義務	死亡直前の保険者外務員への名義変更と請求用紙の依頼(供託)
本人(被保険者代表会社)	相続人	変更の利益相反取引該当性	保険契約者が保険金受取人を自己から被保険者(代表者)の相続人に変更(供託)
本人(被保険者勤務先)	被保険者の妻	商法上の利益相反取引	契約者・受取人の代表取締役である被保険者が受取人を妻に変更する変更申請
不明	同僚(かつ姉)	変更書類偽造	団体定期保険の受取人変更
前妻	前妻との子	対抗要件充足までの支払の善意弁済	契約者が変更の意思を旧受取人に表明したが、保険者への通知を依頼された親族が通知を懈怠。